

年齢確認実施中

年齢確認へのご協力をお願いします。



未成年者にたばこを販売した者は、法律により、**50万円以下の罰金刑や、営業許可取消しなど**行政処分の対象となります。

（未成年者喫煙禁止法、たばこ事業法）

**成人であることが確認できない場合には、
たばこを販売することができません。**



財務省・警察庁

マイナンバーカード（個人番号カード）は、本人確認書類として利用することができます。

※通知カードは本人確認書類として利用することができません。



沖縄総合事務局情報発信サイト

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>



ホームページ



Twitter



Facebook



広報誌